



宮 崎 県 公 報

平成30年3月31日 (土曜日) 号外 第 22 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料 (送料共) 1年 41,700 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第38号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 賦課徴収 (第4条一第32条の18)</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第9節 削除</p> <p>第10節 固定資産税 (第89条・第90条)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節及び第2節 削除</p> <p>第3節 狩猟税 (第102条・第103条)</p> <p>附則</p> <p>(検税吏員の指定等)</p> <p>第3条 知事は、県税に関する犯則事件について、<u>国税犯則取締法 (明治33年法律第67号) の規定を準用する場合において、国税局の収税官吏の職務を行う徴税吏員を前条第1項第4号に掲げる者のうちから、税務署の収税官吏の職務を行う徴税吏員を同項第5号に掲げる者のうちから検税吏員として指定する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(徴収金の還付又は充当の通知)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第73条の2第7項、第73条の27第1項 (法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、<u>第73条の27の6第3項及び法附則第11条の4第5項において準用する場合を含む。</u>) 若しくは第73条の27の4第4項 (法第73条の27の5第2項及び第73</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 賦課徴収 (第4条一第32条の14)</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第9節 固定資産税 (第89条・第90条)</p> <p>第3章 目的税 (<u>第91条・第92条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(検税吏員の指定等)</p> <p>第3条 知事は、県税に関する犯則事件の調査及び処分に関する事務について、<u>法第22条の3第1項に規定する当該徴税吏員を前条第1項第4号及び第5号に掲げる者のうちから検税吏員として指定する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(徴収金の還付又は充当の通知)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第73条の2第8項、第73条の27第1項 (法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項及び<u>第73条の27の6第3項において準用する場合並びに法附則第11条の4第5項及び第7項において読み替えて準用する場合を含む。</u>) 若しくは第73条の</p>

条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の規定によ
って不動産取得税に係る徴収金を還付する場合又は条例第42条
の2(条例附則第10条の2第2項において準用する場合を含む
。)の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当し
た場合

(4)~(6) [略]

3 [略]

第32条の15から第32条の18まで 削除

(法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知)

第49条の2 所長は、法第53条第40項又は第41項の規定によ
って通知をする場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限
延長の承認等の通知書(別記様式第144号の2)によってしなけれ
ばならない。

(不動産取得税の減額等)

第55条 所長は、法第73条の2第6項、第73条の24第1項(同項第
1号に該当する場合に限る。)、同条第2項(同項第1号に該当
する場合に限る。)、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第
1項若しくは法附則第11条の4第4項の規定によって減額し、法
第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6
第1項若しくは第73条の27の7第1項の規定により免除し、又は
法第73条の2第7項、第73条の27第1項(法第73条の27の2第3
項、第73条の27の3第3項、第73条の27の6第3項及び法附則第
11条の4第5項において準用する場合を含む。)若しくは第73条
の27の4第4項(法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第
2項において準用する場合を含む。)の規定により還付する場合
においては、当該不動産の取得者に対し、不動産取得税減額(免
除・還付)申請書(別記様式第156号)の提出を求めなければなら
ない。

第9節 削除

第87条及び第88条 削除

第10節 固定資産税

第3章 [略]

第1節及び第2節 削除

第90条の2から第101条まで 削除

第3節 狩猟税

第102条・第103条 [略]

様式第3号(第3条関係)

▲	ト	ル	▲
[略]	上記の者は、宮崎県検税吏員であることを証明する。		[略]
◀	54ミ	リメ	▶
◀-----90ミリメートル-----▶			

様式第156号(その1)(第55条関係)

[略]

[略]
[略]
地方税法第73条の2第6項(第7項)の規定に該当します ので、下記の附帯設備に対応する不動産取得税の減額(還付)をしてください。
[略]

様式第156号(その2)(第55条関係)

[略]

[略]

27の4第4項(法第73条の27の5第2項において読み替えて準
用する場合及び法第73条の27の7第2項において準用する場合
を含む。)の規定により不動産取得税に係る徴収金を還付する
場合又は条例第42条の2(条例附則第10条の2第2項において
読み替えて準用する場合を含む。)の規定により当該還付すべ
き額を未納の徴収金に充当した場合

(4)~(6) [略]

3 [略]

(法人の県民税の申告書提出期限延長の承認等の通知)

第49条の2 所長は、法第53条第42項又は第43項の規定により通知
をする場合においては、法人県民税・事業税の申告書提出期限延
長の承認等の通知書(別記様式第144号の2)によってしなけれ
ばならない。

(不動産取得税の減額等)

第55条 所長は、法第73条の2第7項、第73条の24第1項から第3
項まで、第73条の27の2第1項若しくは第73条の27の3第1項又
は法附則第11条の4第4項若しくは第6項の規定により減額し、
法第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の
6第1項若しくは第73条の27の7第1項の規定により免除し、又
は法第73条の2第8項、第73条の27第1項(法第73条の27の2第
3項、第73条の27の3第3項及び第73条の27の6第3項において
準用する場合並びに法附則第11条の4第5項及び第7項において
読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第73条の27の4第4
項(法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及
び法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)の規
定により還付する場合においては、当該不動産の取得者に対し、
不動産取得税減額(免除・還付)申請書(別記様式第156号)の
提出を求めなければならない。

第9節 固定資産税

第3章 [略]

第91条・第92条 [略]

様式第3号(第3条関係)

▲	ト	ル	▲
[略]	上記の者は、宮崎県税条例施行規則第3条第1項の規定 に基づき、地方税法第22条の3第1項に規定する当該徴税 吏員として指定された検税吏員であることを証明する。		[略]
◀	54ミ	リメ	▶
◀-----90ミリメートル-----▶			

様式第156号(その1)(第55条関係)

[略]

[略]
[略]
地方税法第73条の2第7項(第8項)の規定に該当します ので、下記の附帯設備に対応する不動産取得税の減額(還付)をしてください。
[略]

様式第156号(その2)(第55条関係)

[略]

[略]

<p>第 1 項 地方税法第73条の24 第 1 号 (第73条の27第 1 項) の 第 2 項 規定に該当しますので、下記の不動産取得税の減額 (還付) をしてください。なお、別紙証明書を添付します。</p> <p>[略]</p>	<p>第 1 項 地方税法第73条の24 (第73条の27第 1 項) の規定に 第 2 項 該当しますので、下記の不動産取得税の減額 (還付) をして ください。 なお、別紙証明書を添付します。</p> <p>[略]</p>																							
<p>[略]</p> <p>様式第 156号 (その 2 の 2) (第55条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>様式第 156号 (その 2 の 2) (第55条関係)</p> <p>[略]</p>																							
<p>[略]</p> <p>地方税法第73条の27の 2 第 1 項 (第 3 項) の規定に該当し ますので、下記の不動産取得税の減額 (還付) をしてくださ い。</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="183 719 783 1070"> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 719 312 1070">下記の取得 した住宅に 係る不動産 取得税</td> <td data-bbox="312 719 783 1070">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	下記の取得 した住宅に 係る不動産 取得税	[略]	<p>[略]</p> <p>地方税法第73条の24第3項 (第73条の27第 1 項) ・第73条 の27の 2 第 1 項 (第 3 項) の規定に該当しますので、下記の 不動産取得税の減額 (還付) をしてください。</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="844 719 1444 1070"> <tbody> <tr> <td data-bbox="844 719 973 1070">下記の取得 した不動産 に係る不動 産取得税</td> <td colspan="6" data-bbox="973 719 1444 857">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="844 857 890 1070">取 得 し た 土 地</td> <td data-bbox="890 857 1038 1070">所 在</td> <td data-bbox="1038 857 1102 1070">地 番</td> <td data-bbox="1102 857 1166 1070">地 目</td> <td data-bbox="1166 857 1230 1070">地 積</td> <td data-bbox="1230 857 1321 1070">取得年 月 日</td> <td data-bbox="1321 857 1444 1070">固定資産課 税台帳価格</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td style="text-align: center;">・ ・</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	下記の取得 した不動産 に係る不動 産取得税	[略]						取 得 し た 土 地	所 在	地 番	地 目	地 積	取得年 月 日	固定資産課 税台帳価格					㎡	・ ・	円
下記の取得 した住宅に 係る不動産 取得税	[略]																							
下記の取得 した不動産 に係る不動 産取得税	[略]																							
取 得 し た 土 地	所 在	地 番	地 目	地 積	取得年 月 日	固定資産課 税台帳価格																		
				㎡	・ ・	円																		
<p>様式第 156号 (その 6) (第55条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 156号 (その 6) (第55条関係)</p> <p>[略]</p>																							
<p>[略]</p> <p>地方税法附則第11条の 4 第 4 項の規定に該当しますので、 下記の不動産取得税の減額 (還付) をしてください。</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="183 1357 783 1709"> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 1357 312 1709">下記の取得 した住宅に 係る不動産 取得税</td> <td data-bbox="312 1357 783 1709">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	下記の取得 した住宅に 係る不動産 取得税	[略]	<p>[略]</p> <p>地方税法附則第11条の 4 第 4 項 (第 5 項) ・第 6 項 (第 7 項) の規定に該当しますので、下記の不動産取得税の減額 (還 付) をしてください。</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="844 1357 1444 1709"> <tbody> <tr> <td data-bbox="844 1357 973 1709">下記の取得 した不動産 に係る不動 産取得税</td> <td colspan="6" data-bbox="973 1357 1444 1496">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="844 1496 890 1709">取 得 し た 土 地</td> <td data-bbox="890 1496 1038 1709">所 在</td> <td data-bbox="1038 1496 1102 1709">地 番</td> <td data-bbox="1102 1496 1166 1709">地 目</td> <td data-bbox="1166 1496 1230 1709">地 積</td> <td data-bbox="1230 1496 1321 1709">取得年 月 日</td> <td data-bbox="1321 1496 1444 1709">固定資産課 税台帳価格</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td style="text-align: center;">・ ・</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	下記の取得 した不動産 に係る不動 産取得税	[略]						取 得 し た 土 地	所 在	地 番	地 目	地 積	取得年 月 日	固定資産課 税台帳価格					㎡	・ ・	円
下記の取得 した住宅に 係る不動産 取得税	[略]																							
下記の取得 した不動産 に係る不動 産取得税	[略]																							
取 得 し た 土 地	所 在	地 番	地 目	地 積	取得年 月 日	固定資産課 税台帳価格																		
				㎡	・ ・	円																		
<p>[略]</p> <p>様式第 160号 (その 1 の 2)</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>様式第 160号 (その 1 の 2) (第56条関係)</p> <p>[略]</p>																							
<p>[略]</p> <p>下記の不動産の取得については、<u>地方税法第73条の27の 2</u> の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用 を受ける日までの期間については、当該不動産に係る不動産 取得税の徴収を猶予してください。</p> <p>宮崎県税条例第41条の 2 の規定により、別紙証明書を添え て申告します。</p>	<p>[略]</p> <p>下記の不動産の取得については、<u>地方税法第73条の24第3</u> <u>項第 1 号・第 2 号・第73条の27の 2 第 2 項</u>の規定の適用を受 けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの 期間については、当該不動産に係る不動産取得税の徴収を猶 予してください。</p> <p>宮崎県税条例第41条第 1 項・第41条の 2 の規定により、別</p>																							

取得した不動産に係る不動産取得税			徴収猶予申告額
年 度	納税通知書番号	税 額	円
年度	第 号	円	
取得した 耐震基準 不適合 既存住宅等			[略]
[略]			

様式第 160号（その 7）（第56条関係）

[略]

[略]

下記の不動産の取得については、地方税法附則第11条の4第4項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、当該不動産に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。

[略]

取得した不動産に係る不動産取得税			徴収猶予申告額
年 度	納税通知書番号	税 額	円
年度	第 号	円	
取得した 既存住宅			[略]
[略]			

紙証明書を添えて申告します。

取得した不動産に係る不動産取得税			徴収猶予申告額			
年 度	納税通知書番号	税 額	円			
年度	第 号	円				
取得した 土 地	所在	地番	地目	地積	取得年 月日	固定資産課 税台帳価格
				m ²	・ ・	円
取得した (取得予定の) 耐震基準 不適合 既存住宅			[略]			
[略]						

様式第 160号（その 7）（第56条関係）

[略]

[略]

下記の不動産の取得については、地方税法附則第11条の4第4項・第6項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、当該不動産に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。

[略]

取得した不動産に係る不動産取得税			徴収猶予申告額			
年 度	納税通知書番号	税 額	円			
年度	第 号	円				
取得した 改修工事対 象住宅用地	所在	地番	地目	地積	取得年 月日	固定資産課 税台帳価格
				m ²	・ ・	円
取得した 改修工事 対象住宅			[略]			
[略]						

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。